

学校感染症の出席停止について

学校保健安全法の規定により、学校感染症にかかった場合、またその疑いのある場合は、出席停止の措置をとることになっています。出席停止期間の基準は決められていますが、個人によって病状は異なるので、医師の診断に基づき登校許可が出るまでは学校を休み十分に休養してください。

出席停止期間は、欠席の扱いにはなりません。なお医師に登校許可の確認がされ、登校する場合は、保護者の方が下記を記入し、担任へ御提出ください。本用紙は本校ホームページからもダウンロードできます。

<主な学校感染症>

感染症名	主な症状	潜伏期間	出席停止期間
インフルエンザ	悪寒・頭痛・高熱で発症 筋肉痛・倦怠感・腰痛	1～4日	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	初めは風邪症状、のちに激しい咳き込み	1～2週間	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	眼の充血・かぜ様症状・発しん・口内の頬粘膜に白い斑点	10～12日	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで（ただし病状により感染力が強いと認められたときは更に長期に及ぶ場合もある）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺や顎下腺の腫脹と痛み	2～3週間	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発熱と同時にバラ色の発しんが全身に出現・リンパ節の腫れや痛み	2～3週間	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	体、首、顔に発しん・発しんは紅班、水疱、膿疱、かさぶたの順に変化	2～3週間	全ての発しんが痂皮化（かさぶた）になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	高熱・咽頭痛・頭痛・食欲不振・眼の充血・めやに	1週間	発熱・咽頭炎・結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発熱・頭痛・倦怠感・鼻水・咳・くしゃみ・痰	2～4日	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した1日を過ぎるまで※1
流行性角結膜炎	結膜充血・まぶたの腫脹・異物感・流涙・めやに	1週間	医師において感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	結膜出血・結膜充血・まぶたの腫脹・異物感・流涙・角膜びらん	1～3日	
感染性胃腸炎（ノロウイルス等）	嘔吐・下痢	数時間～3日	医師の指示による
マイコプラズマ感染症	咳・発熱・頭痛	2～3週間	
溶連菌感染症	発熱・咽頭痛・咽頭扁桃の腫脹や化膿・リンパ節炎	2～7日	
手足口病	発熱・口腔咽頭粘膜や手足、お尻、膝、肘等に水泡	2～7日	
伝染性紅班（リンゴ病）	かぜ様症状、顔面の紅班、両側の頬と四肢に網目状の発疹	4～20日	

※1「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

※他にも学校感染症と定められているものがあります。「ほけんのしおり」を御確認ください。

※通常、出席停止の措置は必要ない感染症の例：アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）

保護者記入

令和 年 月 日

登校許可書

小・中・高 年 組 氏名

保護者氏名

疾病名

※インフルエンザの場合は、型がわかれば合わせて御記入ください。

医師より感染がないと認められ、令和 年 月 日より登校いたします。

出席停止期間：令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

診断を受けた医療機関名